

瀬戸市告示第130号



瀬戸市議会第3回臨時会を次のとおり招集する。

令和2年7月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 日 時 令和2年7月30日 午前10時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 訴えの提起について
 - (2) 令和2年度瀬戸市一般会計補正予算（第7号）
 - (3) 専決処分の報告について

目 次

第 6 6 号議案	訴えの提起について	1
第 6 7 号議案	令和 2 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
報告第 9 号	専決処分の報告について	別紙

2年市長提出第66号議案

訴えの提起について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、次のとおり訴えの提起をすることについて、議会の議決を求める。

令和2年7月30日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 訴えの相手方

- (1) 神奈川県川崎市高津区末長三丁目3番17号

株式会社富士通ゼネラル

代表取締役 斎藤悦郎

- (2) 東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号

日本無線株式会社

代表取締役 荒 健次

- (3) 東京都港区芝五丁目7番1号

日本電気株式会社

代表取締役 新野 隆

- (4) 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

沖電気工業株式会社

代表取締役 鎌上信也

- (5) 東京都港区西新橋二丁目15番12号

株式会社日立国際電気

代表取締役 佐久間嘉一郎

2 事件名

損害賠償請求事件

3 訴えの趣旨

- (1) 第1項の相手方らに対し、連帯して金52,510,340円の損害賠償金及びこれに対する平成25年4月23日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める。
- (2) 訴訟費用は、第1項の相手方らの負担とすることを求める。
- (3) この判決は、仮に執行することができることを求める。

4 管轄裁判所

東京地方裁判所

(理由)

この案を提出するのは、消防救急デジタル無線整備事業の請負契約に係る損害賠償の請求について、訴えの提起をするに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

訴えの提起に関する説明資料

平成29年2月2日公正取引委員会は、全国の消防本部等が発注する消防救急無線のデジタル化事業をめぐり、株式会社富士通ゼネラルを始め5社に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為をしたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った（株式会社日立国際電気は、排除措置命令のみ。）。

本市が平成25年5月14日議会の議決を経て締結した消防救急デジタル無線整備事業請負契約（以下「本件契約」という。）に係る入札について、相手方ら5社は独占禁止法違反に当たる談合行為をし、また、その行為は競争入札によって公正な価格にて契約をなそうとする自治体の利益を害する行為であり、民法（明治29年法律第89号）第709条の不法行為及び同法第719条第1項の共同不法行為にも該当する。

よって契約相手方である株式会社富士通ゼネラルに対しては民法第709条及び同法第719条第1項に基づく損害賠償債務として、日本無線株式会社、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社及び株式会社日立国際電気に対しては民法第709条及び同法第719条第1項並びに独占禁止法第25条第1項に基づく損害賠償債務として、本市は相手方ら5社に本件契約金額262,551,700円の20パーセントに相当する金52,510,340円及びこれに対する平成25年4月23日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払等を求め、訴えの提起をするものである。